

電気・ガスの契約トラブルなどに ご注意ください！

- インターネットでの申込先、契約先はっしつかり確認しよう！
- 「必ず安くなる」といった、甘い言葉に騙されない！
- 勧誘があった際には、安易に検針票を見せない！
- 契約内容を必ず書面で確認しよう！



電気・ガスの契約をする際に注意すべきポイント

Point
1

紛らわしいインターネット広告や無関係なウェブサイトにご注意ください！

大手電力会社や大手ガス会社の申込を目的に、インターネットの検索サイトで検索した際、関係ないウェブサイトへ誘導する紛らわしいインターネット広告が表示され、誤認して申込みを行ってしまう事例が発生しています。

インターネット等で契約申込みを行う際は、お間違いないようご確認ください。不審に思われる場合は、不審に思った場合は、一度電話で確認することをお勧めします。

Point
2

勧誘時は納得がいくまで説明を聞いてください！

「必ず安くなる」「今より●%お得になる」などと勧誘を受けたにもかかわらず、実際には料金が高くなったという事例が発生しています。

通常、料金には基本料金や従量料金のほかに、原燃料費や市場価格に応じた調整費が含まれています。これらは原燃料価格等によって大きく変わることがあります。

特に、訪問販売や電話勧誘販売では料金プランのデメリットについて説明が不十分でよく理解しないまま契約に至るケースが多いです。怪しいと感じた場合には録音をする等してください。

Point
3

検針票の取扱いにはご注意ください！

「『検針票を見せてください。』と訪問販売の勧誘があり、検針票の提示を求められて提示してしまった。勝手に契約が進んでいいか不安だ」といった相談が寄せられています。

検針票には氏名や住所などの個人情報のほか、契約先が設定するお客様番号や供給地点特定番号(電気やガスが供給されている場所を特定するための番号。電気は22桁、ガスは17桁です。)が記載されている場合があります。切り替えの意思がない場合は、安易に見せないようにしましょう。

九州経済産業局 消費者相談室 電話：092-482-5458

受付時間：9：30～12：00・13：00～16：30、月曜日～金曜日（祝日・年末・年始を除く）
※あっせん・仲介は行っておりません。